

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、全ての申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年12月21日から33年4月6日まで
② 昭和34年8月12日から35年3月1日まで
③ 昭和35年3月1日から36年5月18日まで
④ 昭和36年10月1日から37年1月24日まで
⑤ 昭和37年5月1日から42年9月26日まで

申立期間①はC事業所D出張所に、申立期間②は同事業所E出張所に、申立期間③は同事業所F出張所に、申立期間④及び⑤はA事業所（昭和56年6月1日にG事業所に名称変更。）にそれぞれ勤務した。

申立期間①から⑤までの期間については、脱退手当金が支給されたと記録されているが、受給した記憶はないので、全ての期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

G事業所は、「退職者に対し脱退手当金についての説明や代理請求は行っていない。」旨を回答している上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の健康保険番号の前後108人の被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和42年9月26日の前後2年以内に被保険者資格を喪失した17人に係る被保険者記録を確認したところ、脱退手当金の支給要件を満たす15人のうち、脱退手当金の支給記録が確認できる者は4人にすぎず、当該支給記録の確認できる4人については、被保険者資格の喪失日から脱退手当金の支給が決定されるまでに6か月間から26か月間を要していることから、同事業所では、事業主による申立期間①から⑤までの期間に係る脱退手当金の代理請求が行われたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間④と⑤の間のB事業所に係る被保険者期間は、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が脱退手当金の請求手続を行った場合、申立期間①から⑤までの期間に係る脱退手当金を請求し、当該未請求期間の請求を失念するとは考え難い。

さらに、当該未請求期間については、全ての申立期間と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることが確認できるところ、脱退手当金支給の計算の基礎となる期間とされていないのは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、全ての申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月10日から40年5月1日まで
昭和38年8月から40年4月末までの間、A事業所に勤務した。当該期間については、脱退手当金が支給されたと記録されているが、受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の被保険者整理番号の前後100人の被保険者のうち、脱退手当金の支給記録が確認できるのは、申立人及び女性従業員3人の計4人である上、当該従業員の一人は、「退職時、会社から脱退手当金についての説明は無く、脱退手当金の請求手続を自分で行った。」と供述していることから、申立期間当時、同事業所が脱退手当金の代理請求を行ったとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前のB事業所に係る被保険者期間は、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該被保険者期間は51月と長期間であることから、申立人が脱退手当金の請求手続を行った場合、当該被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、A事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した約2か月後の昭和40年7月13日に国民年金手帳の発行を受けていることから、この頃において、国民年金に加入したものと推認できる上、オンライン記録から、同年5月から平成8年9月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人が、申立期間当時、脱退手当金を請求する意志を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

島根厚生年金 事案540

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から39年12月30日まで
結婚のため、昭和36年6月から勤務したA社を39年12月に退職し、B市区町村へ転居した。失業手当は受給したが、申立期間に係る脱退手当金は受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する厚生年金保険被保険者証は、再発行されたものである旨の表示が無いことから、A社において厚生年金保険に加入した際に発行されたものであると認められるところ、当該被保険者証には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が無い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

島根国民年金 事案 406

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月及び51年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年3月
② 昭和51年8月

私が所持する国民年金手帳に、昭和50年3月17日に国民年金の被保険者資格を取得したとの記載があるので、同日から国民年金保険料を納付したと記憶している。申立期間①及び②の国民年金保険料が未納と記録されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①の国民年金保険料については、集金常会で納付した。」と供述しているところ、A市区町村が保管する申立人の妻の国民年金被保険者名簿に、納付組織の名称が記載されていることが確認できる一方、申立人の国民年金被保険者名簿には、納付組織の名称が記載されていないことから、申立期間①当時、申立人は納付組織を通じて国民年金保険料を納付していなかったものと考えられる。

また、国民年金受付処理簿兼国民年金被保険者台帳管理簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年3月17日を被保険者資格の取得日として、同年5月以降に夫婦連番で払い出されたものと推認でき、この払出時点では、申立期間①の国民年金保険料は過年度保険料となり、納付組織を通じて保険料を納付することはできない上、オンライン記録から、申立期間①に係る申立人の妻の国民年金保険料も納付されていないことが確認できる。

さらに、申立期間②は、オンライン記録上、国民年金保険料の未納期間として記録されているが、この記録は、オンライン記録から、申立人の前述の国民年金手帳記号番号を基礎年金番号に統合した平成9年4月以降に登載されたものであることが確認できるほか、申立人に係る前述の被保険者名簿に申立期間②に係る記述が無く、申立期間②当時、申立期間②は、国民年金の未加入期間として取り扱われていたものと推認できることから、申立期間②当時、申立人に対し国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

加えて、申立人は、「申立期間①及び②当時の国民年金保険料月額は、1万円程度であった。」と供述しているところ、国民年金の法定月額保険料は、申立期間①当時は1,100円、申立期間②当時は1,400円であり、申立人が主張する国民年金保険料月額とは大きくかい離している。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根厚生年金 事案541

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月3日から36年1月17日まで
昭和32年7月から36年1月までの間、A事業所に勤務した。当該期間については、脱退手当金が支給されたと記録されているが、受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の健康保険番号の前後86人の被保険者のうち、厚生年金保険被保険者資格の喪失時点において脱退手当金の受給要件を満たす被保険者は16人であることが確認できるところ、そのうち、脱退手当金の支給記録が確認できる10人は、いずれも被保険者資格の喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給が決定されていることが確認できることから、申立人についても、事業主による代理請求が行われた可能性がうかがえる。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和36年1月17日から約3か月後の同年3月30日に脱退手当金の支給が決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

島根厚生年金 事案542

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月23日から39年12月4日まで

昭和35年7月から39年12月までの間、A社（昭和36年11月1日にB社から名称を変更。）に勤務した。当該期間については、脱退手当金が支給されたと記録されているが、受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書の事業所名称欄及び所在地欄に、A社の名称及び所在地の社印（ゴム印）が押印されていることが確認できることから、申立人に係る脱退手当金の請求に同社が関与していることがうかがわれる上、オンライン記録から、申立人と同時期に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚一人は、「脱退手当金の請求手続は、会社が行ったと思う。」と供述していることから、申立人についても、事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和40年2月27日に脱退手当金の支給が決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

島根厚生年金 事案543

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月21日から同年10月22日まで
昭和21年4月から同年10月までの間、A社に勤務した。当該期間については、脱退手当金が支給されたと記録されているが、受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人の記載が有るページ及びその前後のページから確認できる女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和21年10月22日の前後2年以内に被保険者資格を喪失した者46人の脱退手当金の支給記録等を確認したところ、受給要件を満たす者28人のうち、13人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、脱退手当金の支給が決定された当時は、通算年金制度の創設前であったことを踏まえると、申立期間当時、事業主による脱退手当金に係る請求の指導が行われていた可能性がうかがわれる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、申立期間に係る脱退手当金を支給した旨の記録が確認できる上、当該支給記録の内容はオンライン記録と一致しているほか、脱退手当金の支給額にも計算上の誤りは無い。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないというほか、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年1月12日から同年8月7日まで
② 昭和35年9月1日から37年4月21日まで
③ 昭和37年4月21日から同年7月24日まで
④ 昭和37年11月19日から38年3月1日まで
⑤ 昭和38年3月6日から同年8月1日まで
⑥ 昭和38年11月1日から39年2月1日まで
⑦ 昭和39年2月24日から同年7月5日まで
⑧ 昭和40年6月7日から41年3月16日まで

申立期間①から⑧までの期間については、脱退手当金が支給されたと記録されているが、受給した記憶はないので、全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立期間①から⑧までの期間に係る申立人の被保険者記録については、当初、異なる4つの厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていたことが確認できるところ、そのうち、申立人の婚姻日である昭和38年7月より以前に払い出されたことが確認できる2つの当該記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、脱退手当金の支給決定日である45年2月24日直後の同年2月26日及び同年3月3日に、旧姓から新姓に変更されており、脱退手当金の請求に伴い当該変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないというほか、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、全ての申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

島根厚生年金 事案545

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月26日から48年12月28日まで
昭和39年5月から48年12月までの間、A社に勤務した。当該期間については、脱退手当金が支給されたと記録されているが、受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書に、脱退手当金を支給した旨が記載されているほか、当該支給報告書の記載内容はオンライン記録と合致している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和49年6月19日に脱退手当金の支給が決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月3日から29年12月28日まで
昭和21年10月3日から29年12月27日までの期間において、A社（昭和22年12月からB社に、44年10月からC社に名称を変更。）D出張所に勤務した。申立期間については、脱退手当金が支給されたと記録されているが、受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳に、脱退手当金を支給した旨の記載が確認できる上、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和30年2月24日に脱退手当金の支給が決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえはない。

また、脱退手当金の支給が決定された当時は、通算年金制度の創設前であったことを踏まえると、B社D出張所を退職後、昭和36年4月に国民年金に加入するまでの間、厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を請求することに不自然さはいかたがえはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで
昭和61年3月10日から平成3年3月31日までの期間において、A社（現在のA社と区分するために、申立てに係るA社を、以下「B社」という。）に勤務したが、被保険者資格の喪失日が同年3月31日と記録されている。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社に平成3年3月31日までの期間において勤務したと申し立てているが、A社は、「申立期間当時、月末に退職を予定している者については、月の末日の一日前の日を退職日とする取扱いを行っていた。」と回答している上、雇用保険の被保険者記録から、申立人のB社に係る離職日は同年3月30日であることが確認できる。

また、オンライン記録及びB社が申立期間当時独自に作成していた健康保険及び厚生年金保険の被保険者名簿から、同社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成3年3月31日と記録されており、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日と一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立人と同じ日（平成3年3月31日）にB社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる10人の被保険者のうち、雇用保険の被保険者記録が確認できた6人は、申立人と同様に、いずれも平成3年3月30日に同社を離職し、その翌日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、A社が保管する申立人の賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立期間に係る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。